

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対して、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 片桐造園建設	1か月
代表者氏名	代表取締役 片桐 利男	
住所	袋井市友永151-3	

3 入札参加停止の理由

中遠農林事務所が平成29年度に発注した「森の防潮堤」整備事業（平成29年度治山（防災林造成）沖之須2工事）において、職業安定法で禁じられている労働者の二重派遣を行ったとして、牧之原、菊川、藤枝署と県警捜査4課が令和元年5月16日に職業安定法違反の疑いで、一次下請の上記事業者の役員を逮捕した。

4 停止期間の始期及び終期

令和元年5月25日から令和元年6月24日まで

（参考）

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上9か月以内